

◇◆◇ 指定地域密着型サービス指定・運営基準に規定される研修 ◇◆◇

	認知症対応型 共同生活介護	小規模多機能型 居宅介護	看護小規模多機能型 居宅介護	認知症対応型 通所介護
代表者	認知症対応型サービス事業開設者研修			
	基準第92条	基準第65条	基準第173条	
管理者	認知症介護実践研修「実践者研修」又は「旧基礎課程」			
	+			
	認知症対応型サービス事業管理者研修			
	基準第91条	基準第64条	基準第172条	基準第43条
計画作成 担当者	認知症介護実践研修「実践者研修」又は「旧基礎課程」			
	基準90条	+		
		小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修		
		基準第63条	基準第171条	

※基準「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第34号）」